

公 示

平成23年度において実施予定の「地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業」の事業実施主体を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、下記に従い応募してください。

記

1 事業の趣旨

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材利用を飛躍的に拡大していく必要がありますが、そのためには在来工法木造住宅のシェアを上げつつ、その中での地域材利用のシェアを拡大することが重要です。このため、以下の課題に対する取組により、住宅分野における地域材のシェア拡大を図ります。

在来工法木造住宅の主たる担い手は地域の工務店であり、これらへの製品供給は地域の製材工場が担っていますが、地域材利用の拡大のためには、地域材を生かした住宅づくりを推進している各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して、地域材の利用拡大に寄与する新たな取組として、地域の施主の求める風土に根ざした地域型住宅づくりを行っていくことが重要です。

2 事業の概要（詳細は地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業に係る公募要領（以下「公募要領」という。）等を御参照ください。）

地域材を生かした地域型住宅づくり支援を実施するため、地域の製材工場、工務店、設計者等の連携による地域型住宅づくりのための活動を行います。

地域材を用いた部材の技術開発や共通化、供給の仕組みづくり、実証展示等により、地域材の需要拡大に効果が期待でき、地域型住宅の普及促進に寄与するモデルプランを作成します（建築基準法に定める基準（構造、防火、環境等）に対応可能なもの。建築地域が22条区域、準防火地域又は無指定地域などを明らかにすること。）。

3 応募資格及び応募方法

公募要領等を参照してください。

4 公示の期間

公示の期間は平成23年1月24日（月）から平成23年2月25日（金）17時までとします。

5 補助金交付候補者の選定方法

- (1) 公募要領に基づき、提出された課題提案書等について書類審査、課題提案会等の審査を行い、補助金交付候補者として8者程度を選定します。
- (2) (1)の課題提案会は、有効な課題提案書等を提出した者を対象として、平成23年3月中旬を予定に開催します。
(注) 提出状況により開催しない場合があります。

6 補助事業の条件を示す場所及び日時

- (1) 日時：平成23年1月24日（月）から平成23年2月25日（金）
10時～17時
- (2) 場所：林野庁木材産業課住宅資材班住宅資材企画係
(農林水産省本館7階ドアNo.724)

7 課題提案書提出表明書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：平成23年3月2日（水）17時
- (2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁木材産業課住宅資材班住宅資材企画係
（農林水産省本館7階ドアNo.724）

8 課題提案書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：平成23年3月11日（金）17時
- (2) 提出先：東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁木材産業課住宅資材班住宅資材企画係
（農林水産省本館7階ドアNo.724）

9 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない者の課題提案書等は、無効とします。

10 その他

- (1) 本公示に記載なき事項は、公募要領によります。
- (2) 本事業は、国会での平成23年度予算の成立が前提となりますので、今後内容の変更等がある場合があります。

以上公示する。

平成23年1月24日

林野庁長官
皆川 芳嗣

地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業に係る公募要領

1 総則

地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業に係る課題提案の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

2 公募対象補助事業

事業実施者として選定された民間団体等には、別添1「地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業の概要」に定める事業を実施していただきます。

3 応募団体の要件

本事業に応募できる者は、民間団体等（木材の生産、加工、流通又は利用に関わる、民間団体、民間企業、研究機関、大学、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条の規定による法人をいう。）その他農林水産大臣が必要と認める者をいう。以下「団体等」という。）とし、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 木材の利用及び木造建築物の生産に関する知見を有し、かつ、地域材を生かした地域型住宅を普及できる能力を有する団体であること。
- (2) 地域材を生かした住宅づくりを推進している各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して実施している団体であること（団体の規約、経理に関する取り決めがあれば、法人格のない任意団体でも構いません。）。
- (3) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記の事業内容を的確に実施できる能力を有する団体等であること。
- (4) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体等であること（定款、寄付行為等、役員名簿、団体等の事業計画書・報告書、収支計算書等を備えていること。）。

ただし、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

4 課題提案書提出表明書に関する事項

本事業への参加を希望する者は、課題提案書提出表明書（別紙様式第1号）を作成し、平成23年3月2日（水）までに、10の(3)の問い合わせ先に持参又は郵送にて提出して下さい。

なお、郵送により提出する場合は、期限内必着とします。

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費については、事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

提案に当たっては、平成23年度における事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、課題提案書類に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

また、所要額については千円単位で計上してください。

(1) 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価です。日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額です。

算定方法については、別添2の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を参照してください。

(2) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、実験補助、事業資料の収集等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる企画、講習会、専門的知識の提供、資料整理、補助、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。

(4) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費です。

(5) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費等の経費です。

ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

ア 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

イ 会議費

「会議費」とは、事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費です。

なお、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象とはなりません。

ウ 印刷製本費

「印刷製本費」とは、事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費です。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費等の経費です。

ア 原稿料

「原稿料」とは、事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費です。

イ 通信運搬費

「通信運搬費」とは、事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費です。

(7) 委託費

「委託費」とは、本事業の補助の目的である事業の一部分(実験、試験等)を他の民間団体・企業等に委託するために追加的に必要な経費です。

委託費の内訳については、他の補助対象経費の内容に準ずるものとします。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる業務に限り実施できるものとします。

なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託すると、補助事業の対象要件に該当しなくなりますので、委託内容については十分検討する必要があります。

(8) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。

ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

6 提案できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

- (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- (2) 事業の実施に関連のない経費
- (3) 国土交通省大臣認定取得のための性能評価に係る経費（試験体制作費、性能評価料）

7 補助金の額、補助率

1 課題あたりの補助金の額は、5,000千円程度（採択件数は8課題を予定していますが、課題提案の状況により変動する場合があります。）とし、補助率は、補助金の額の範囲内で事業の実施に必要な経費の定額を助成します。

なお、提案のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますので御留意ください。

8 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から平成23年度末までとします。

9 提案書類の作成等

以下の書類を原則としてワープロで作成してください。

- (1) 地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業課題提案書(別紙様式第2号)
- (2) 提出者の概要(団体概要等)が分かる資料

10 課題提案書等の提出期限等

- (1) 公示期間：平成23年1月24日(月)から平成23年2月25日(金)17時まで
- (2) 提出期限：平成23年3月11日(金)17時まで(必着)

(注) 郵送の場合は、封筒に赤字で「地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業課題提案書在中」と記載してください。

- (3) 課題提案書等の提出場所及び事業の内容・作成等に関する問い合わせ先
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 (本館7階ドアNo.724)
林野庁林政部木材産業課住宅資材班 担当者 福長
電話 03-3502-8111 (内線6106)

- (4) 提出部数

課題提案書 11部

- (5) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出した課題提案書等は、返却いたしません。
- ② 提出した課題提案書等は、変更又は取消しができません。
- ③ 課題提案書等は、提出者に無断で使用しません。
- ④ 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ⑤ 応募要件を有しない者が提出した課題提案書等は無効とします。
- ⑥ 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑦ 以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。
 - (ア) 他の公の補助金の交付を受け、又は受ける予定のある取組
 - (イ) 本事業による成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取組
 - (ウ) 営利目的の活動や活動対象が応募者の会員等に限定された取組

11 課題提案会の開催

- (1) 有効な課題提案書等を提出した者による課題提案会を、平成23年3月中旬(予定)に開催します。

(注) 提出状況により開催しない場合があります。

- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行っていただきます。

1.2 補助金交付候補者の選定について

(1) 審査方法

提出された課題提案書等について、外部の有識者を交えた選定審査委員会による審査を行った上で、課題提案書等を提出した者の中から、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を特定します。

(2) 審査の観点

事業内容及び実施方法、事業の効果、事業実施主体の適格性などについて審査します。

(3) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として特定したものに對しその旨を、それ以外の課題提案者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、公開します。

1.3 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

事業の採択決定後、速やかに事業の実施及び補助金の交付に必要な手続を行ってください。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業完了の日から1か月以内又は4月10日のいずれか早い日までに提出していただくこととします。

1.4 補助金交付決定者（以下「事業実施主体」という。）に係る責務等

補助金の交付を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 補助金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

この補助事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、事業実施主体に帰属します。

(4) 事業成果等の報告

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後（事業実施期間が複数年の場合は毎年度）に必要な報告を行わなければなりません。なお、林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、事業実施主体等の承諾を得て公表できるものとします。

別添 1

「地域材供給倍増事業のうち地域型住宅づくり支援事業の概要」

1 趣 旨

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材利用を飛躍的に拡大していく必要がありますが、そのためには在来工法木造住宅のシェアを上げつつ、その中での地域材利用のシェアを拡大することが重要です。このため、以下の課題に対する取組により、住宅分野における地域材のシェア拡大を図ります。

在来工法木造住宅の主たる担い手は地域の工務店であり、これらへの製品供給は地域の製材工場が担っていますが、地域材利用の拡大のためには、地域材を生かした住宅づくりを推進している各地域の製材業者、地域工務店、設計者などが共同して、地域材の利用拡大に寄与する新たな取組として、地域の施主の求める風土に根ざした地域型住宅づくりを行っていくことが重要です。

2 事業概要

地域材を生かした地域型住宅づくり支援を実施するため、地域の製材工場、工務店、設計者等の連携による地域型住宅づくりのための活動を行います。

地域材を用いた部材の技術開発や共通化、供給の仕組みづくり、実証展示等により、地域材の需要拡大に効果が期待でき、地域型住宅の普及促進に寄与するモデルプランを作成します（建築基準法に定める基準（構造、防火、環境等）に対応可能なもの。建築地域が22条区域、準防火地域又は無指定地域などを明らかにすること。）。

【定 額】

事業種目	地域材供給倍増事業		
実施種目	実 施 内 容 【補助率】	補 助 対 象 経 費	経費配分の目安
地域型住宅づくり支援事業	地域材を用いた部材の共通化、供給の仕組みづくり、実証展示等により、地域材の需要拡大に効果が期待でき、地域型住宅の普及促進に寄与するモデルプランを作成するために下記の取組ができます。 【定額】 ① 住宅モデルの仕様等を検討する委員会開催費 ② 部材の共通化及び加工に関する検討等の供給体制の整備に係る経費 ③ 部材の試作や製品化に係る基礎試験等の開発費	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託費 ク 使用料及び賃貸料	5,000千円 （8課題程度）

- | | | |
|--|--|--|
| <p>④ 部材の基本的性能試験に係る性能試験費</p> <p>⑤ 地域型住宅モデルの設計費、マニュアル作成費</p> <p>⑥ 地域材を使用した部材の実証展示に係る材料費、制作費、施工費等</p> <p>※ ①、⑤は必須とし、その他は選択とします。</p> | | |
|--|--|--|